

令和3年第4回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和3年第4回教育委員会定例会議事日程

令和3年4月28日（水）

午後1時15分 開会

多賀城市役所3階 第一委員会室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務
報告第5号 臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題専門
委員会委員の人事）

臨時代理事務
報告第6号 臨時代理の報告について（多賀城市学校給食センター
運営審議会委員の人事）

臨時代理事務
報告第7号 臨時代理の報告について（多賀城市社会教育委員の
人事）

臨時代理事務
報告第8号 臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題専門
委員会委員の人事）

臨時代理事務
報告第9号 臨時代理の報告について（多賀城市学校給食センター
運営審議会委員の人事）

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

令和3年第3回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

3月23日、令和3年第1回市議会臨時会が開催され、前回定例会で臨時代理事務報告いたしました「令和2年度多賀城市一般会計補正予算（第11号）」について、原案のとおり可決されました。

3月31日、3月31日付けで退職となる定年退職者1名、依願退職者2名に辞令を交付しました。

4月1日、4月1日付けの人事異動に伴う辞令交付式を行い、新規採用1名、任期付職員の採用2名、再任用2名、再任用任期更新2名、配置換等29名、任期延長1名、併任期間延長1名、兼務解除2名、昇任昇格6名、補職名換1名の計47名に辞令を交付しました。

4月1日、小中学校教職員の人事異動等に伴い、小学校25名、中学校17名の合計42名が本市に着任しました。

また、今年度、宮城県の不登校等児童生徒学び支援教室事業として、令和2年度から実施した城南小学校に加え、山王小学校、第二中学校及び高崎中学校の3校が新たに追加され、計4校で当該事業を進めることとしました。

4月8日、市立小中学校の第1学期始業式及び入学式が行われました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入学式は規模を縮小し、換気を行いながら実施しました。

4月8日現在の児童生徒数は、小学校が新入児童562名を含む3,334名、中学校は新入生徒529名を含む1,625名で、合計4,959名となっております。

4月10日、高崎中学校に通学する生徒1名の新型コロナウイルス感染が判明したことから、当該生徒の在籍する教室を閉鎖の上、学校から保護者あて連絡を行い、同月14日まで臨時休校としました。

4月13日、「令和3年度第1回仙台管内教育委員会教育長会議」が宮城県仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

4月22日、「令和3年度市町村等教育委員会教育長会議」が宮城県庁で開催され、教育長が出席しました。

4月24日、多賀城中学校及び高崎中学校で体育祭が行われました。

■生涯学習課関係

3月27日、28日に予定していた「文化センターまつり」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止としました。

4月6日、「令和3年度多賀城市青少年育成センター青少年補導員新年度説明会、情報交換会」を開催しました。青少年の健全な育成を目的とした巡回にあたっての注意点などを説明し、意見交換及び情報共有を行いました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

3月29日、特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画の後継計画策定に係る特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定委員会委員を委嘱し、第1回策定委員会を開催しました。

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(令和3年4月19日現在)

○文化センター（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
4月10日	共催事業「こまつ座第135回公演『日本人のへそ』」	490名	市会

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
3月26日	多賀城×ストレッチ たがレッチ 温活+エクササイズ編 講師：おおしろ接骨院院長 相澤真氏	4名	市図
4月2日	朝活 Good morning YOGA 講師：ヨガインストラクター 工藤 葉子氏	5名	市図
4月7日	英語の本を楽しもう 英語多読サロン	5名	市図
4月10日	図書館探検 館長と巡る 図書館ツアー	5名	市図
4月11日	親子で一緒に 図書館探検隊！	6名	市図

4月16日	夜活 一日の終わりに YOGA教室 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子氏	5名	市図
4月18日	本のソムリエの1日1冊読書術 読書メモのすすめ &メモ演習編 講師：二本柳保氏	5名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
3月28日	社会体育事業「おとなの朝活（トレーニング）」 講師：武田 智樹氏	8名	総体
4月18日	社会体育事業「おとなの朝活（朝ヨガ）」 講師：内海 清美氏	6名	総体
4月12日、 17日	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社active body	1名	総体
3月23日～ 4月8日 (計4回)	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：東田中南地区多賀モリ会、トゥインクル たがじょう	34名	総体
3月24日～ 4月15日 (計5回)	介護福祉課委託事業「健康ストレッチ教室」	94名	総体

【凡例】

中公：中央公民館

山公：山王地区公民館

大公：大代地区公民館

市会：市民会館

市図：市立図書館

総体：総合体育館

令和3年4月28日提出

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

臨時代理事務報告第5号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和3年4月28日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和3年3月31日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について
このことについて、下記のとおり解職する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和3年3月31日	牛来 生人	宮城県多賀城高等学校長
解職	令和3年3月31日	三浦 仁志	宮城県塩釜警察署 生活安全課長

多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿

任期 令和2年5月1日～令和4年4月30日

番号	氏名	役職名	条例による位置付け	備考
1	牛来 生人	宮城県多賀城高等学校長	教育関係	令和3年3月31日 解職
2	佐々木 正範	青少年健全育成多賀城市民 会議会長	福祉関係	
3	飯田 典美	市立学校評議員代表	教育関係	多賀城中学校
4	齋藤 昭雄	人権擁護委員	法律関係	
5	赤坂 明美	宮城県仙台保健福祉事務所 技術副参事兼技術次長	医療関係	塩釜保健所 母子・障害第二班
6	石井 アケミ	医師	医療関係	宮城県塩釜医師会
7	平泉 拓	臨床心理士	心理関係	宮城県臨床心理士会
8	見立屋航希	宮城県中央児童相談所技術 主査	福祉関係	
9	三浦 仁志	宮城県塩釜警察署 生活安全課長	法律関係	令和3年3月31日 解職

○委員の構成

教育関係	法律関係	医療関係	心理関係	福祉関係	計
2	2	2	1	2	9

～ 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（抜粋）～

第3章 多賀城市いじめ問題専門委員会

（設置）

第6条 法第14条第3項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第7条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第8条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

臨時代理事務報告第6号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和3年4月28日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和3年3月31日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について
このことについて、下記のとおり解職する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和3年3月31日	鈴木 幸栄	多賀城八幡小学校長
解職	令和3年3月31日	千田 雅仁	宮城県塩釜保健所環境衛生部技術副参事兼次長（総括）
解職	令和3年3月31日	庄司 守	仙台農業協同組合 多賀城支店長

多賀城市学校給食センター運営審議会委員名簿

任期 令和元年7月1日～令和3年6月30日

番号	氏名	役職名	規則による位置付け	備考
1	岩崎 薫	多賀城東小学校長	第1号委員 市立学校の校長	
2	猪狩 いづみ	山王小学校長	第1号委員 市立学校の校長	
3	鈴木 幸栄	多賀城八幡小学校長	第1号委員 市立学校の校長	令和3年3月 31日解職
4	橋元 伸二	多賀城中学校長	第1号委員 市立学校の校長	
5	三浦 仁	東豊中学校長	第1号委員 市立学校の校長	
6	千葉 明宏	多賀城小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
7	針生 健治	天真小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
8	立川 靖子	城南小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
9	富澤 梢	第二中学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
10	佐藤 聖信	高崎中学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
11	千田 雅仁	宮城県塩釜保健所環 境衛生部技術副参事 兼次長（総括）	第3号委員 関係行政機関の代表 者	令和3年3月 31日解職
12	叶 佐江子	塩釜地区薬剤師会 薬剤師	第4号委員 学識経験者	
13	庄司 守	仙台農業協同組合 多賀城支店長	第4号委員 学識経験者	令和3年3月 31日解職

○委員の構成

市立学校の校長	児童生徒の保護者	関係行政機関の代表者	学識経験者	計
5	5	1	2	13

～ 多賀城市学校給食センター条例（抜粋）～

（学校給食センター運営審議会）

第5条 教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

～ 多賀城市学校給食センター条例施行規則（抜粋）～

（学校給食センター運営審議会）

第3条 条例第5条の規定による学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 市立学校の校長

(2) 児童生徒の保護者

(3) 関係行政機関の代表者

(4) 学識経験者

臨時代理事務報告第7号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和3年4月28日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和3年3月31日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市社会教育委員の人事について
このことについて、下記のとおり解職する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
解職	令和3年3月31日	吉田 浩之	城南小学校長

多賀城市社会教育委員名簿

任期 令和元年6月1日～令和3年5月31日

番号	氏名	役職名	条例による位置付け	備考
1	吉田 浩之	城南小学校長	学校教育関係者	令和3年3月31日解職
2	佐藤 真也	父母教師会連合会会長 (多賀城東小父母教師会会長)	学校教育関係者	
3	櫻井 やえ子	婦人会連合会会長	社会教育関係	
4	佐藤 智子	芸術文化協会監事	社会教育関係	
5	沼倉 亜紀子	学校支援地域本部事業コーディネーター	社会教育関係	
6	五代儀 良子	朗読ボランティア	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
7	佐々木 正範	子ども会育成連合会会長	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
8	山田 諄	元区長会会長	学識経験者	
9	木島 美智子	元第二中学校長 前社会教育指導員	学識経験者	
10	水谷 修	東北学院大学教養学部長	学識経験者	

○委員の構成

学校教育関係者	2
社会教育関係者	3
家庭教育の向上に資する活動を行う者	2
学識経験者	3
計	10

～ 多賀城市社会教育委員の設置に関する条例（抜粋） ～
（組織）

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定により、多賀城市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

臨時代理事務報告第8号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和3年4月28日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和3年4月1日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について
このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和3年4月1日	小野 敬弘	宮城県多賀城高等学校長

多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿

任期 令和2年5月1日～令和4年4月30日

番号	氏名	役職名	条例による位置付け	備考
1	小野 敬弘	宮城県多賀城高等学校長	教育関係	令和3年4月1日委嘱
2	佐々木 正範	青少年健全育成多賀城市民会議会長	福祉関係	
3	飯田 典美	市立学校評議員代表	教育関係	多賀城中学校
4	齋藤 昭雄	人権擁護委員	法律関係	
5	赤坂 明美	宮城県仙台保健福祉事務所技術副参事兼技術次長	医療関係	塩釜保健所 母子・障害第二班
6	石井 アケミ	医師	医療関係	宮城県塩釜医師会
7	平泉 拓	臨床心理士	心理関係	宮城県臨床心理士会
8	見立屋 航希	宮城県中央児童相談所技術主査	福祉関係	

○委員の構成

教育関係	法律関係	医療関係	心理関係	福祉関係	計
2	1	2	1	2	8

～ 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（抜粋）～

第3章 多賀城市いじめ問題専門委員会

（設置）

第6条 法第14条第3項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第7条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第8条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

臨時代理事務報告第9号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和3年4月28日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和3年4月1日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について
このことについて、下記のとおり委嘱する。

記

区分	発令年月日	氏名	現職等
委嘱	令和3年4月1日	澤井 文彦	多賀城八幡小学校長
委嘱	令和3年4月1日	川端 淑子	宮城県塩釜保健所 環境衛生部総括次長
委嘱	令和3年4月1日	遠藤 剛	仙台農業協同組合 多賀城支店長

多賀城市学校給食センター運営審議会委員名簿

任期 令和元年7月1日～令和3年6月30日

番号	氏名	役職名	規則による位置付け	備考
1	岩崎 薫	多賀城東小学校長	第1号委員 市立学校の校長	
2	猪狩 いづみ	山王小学校長	第1号委員 市立学校の校長	
3	澤井 文彦	多賀城八幡小学校 長	第1号委員 市立学校の校長	令和3年4月 1日委嘱
4	橋元 伸二	多賀城中学校長	第1号委員 市立学校の校長	
5	三浦 仁	東豊中学校長	第1号委員 市立学校の校長	
6	千葉 明宏	多賀城小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
7	針生 健治	天真小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
8	立川 靖子	城南小学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
9	富澤 梢	第二中学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
10	佐藤 聖信	高崎中学校 父母教師会長	第2号委員 児童生徒の保護者	
11	川端 淑子	宮城県塩釜保健所 環境衛生部総括次 長	第3号委員 関係行政機関の代表者	令和3年4月 1日委嘱
12	叶 佐江子	塩釜地区薬剤師会 薬剤師	第4号委員 学識経験者	
13	遠藤 剛	仙台農業協同組合 多賀城支店長	第4号委員 学識経験者	令和3年4月 1日委嘱

○委員の構成

市立学校の校長	児童生徒の保護者	関係行政機関の代表者	学識経験者	計
5	5	1	2	13

～ 多賀城市学校給食センター条例（抜粋）～

（学校給食センター運営審議会）

第5条 教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

～ 多賀城市学校給食センター条例施行規則（抜粋）～

（学校給食センター運営審議会）

第3条 条例第5条の規定による学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 市立学校の校長

(2) 児童生徒の保護者

(3) 関係行政機関の代表者

(4) 学識経験者